Alternative Systems Study Bulletin

第20巻第6号

(2013年2月14日)

関西での社会的企業創業に向けて

- 1. 社会的企業協会(仮称)準備会の呼びかけ 2. ユニオンと協同組合 3. 1月5日メモ 4. 1月26日ルネ研研究会報告ルネサンス研究所活動報告
- 1.3月3日研究会報告 2.7月7日研究会を終えて 3.ルネ 研の課題について 4.10月20日の研究会報告 後記

編集 境 毅

連絡先 〒600-8691 京都市下京区東塩小路町 京都中郵私書箱 169 号 貿易研究会 ホームページ http://www.office-ebara.org/

メール sakatake2000@yahoo.co.jp

会費 正会員: 年間10 10万円

 賛助会員
 : 年間 1口
 3万円

 購読会員
 : 年間 1口
 1万円

振込先 口座名: 資本論研究会 (郵便振替) 口座番号: 01090-5-67283

関西での社会的企業創業に向けて

はじめに

総選挙敗北の現実のなかで、反戦共同行動のメンバーたちから、運動の足腰になるような組織の形成の必要性が語られるようになりました。私は、現在ではその環は、反戦共同行動やユニオンなどのネットワークを、社会関係資本として利用することによって、協同組合的運営による労働統合型の社会的企業を創業することだと考えて、反戦共同行動の会議で提案し、同時にルネサンス研究所でも研究会を持ちました。その記録文書を報告します。

まず、①1月 26 日のルネサンス研究所研究会に提起した中間支援組織の呼びかけ文書、次に②2月 8 日に行われた打ち合わせに用意した、「ユニオンと協同組合」そして、そもそものきっかけとなった③1月 5 日の反戦共同行動の会議への提案文書「1月 5 日メモ」、最後に④1月 26 日のルネサンス研究所研究会での報告、および⑤「1月 26 日の研究会を終えて」を掲載します。

1. 社会的企業協会(仮称)準備会の呼びかけ

2013年1月26日 ルネサンス研究所有志

下記の趣旨にもとづき、社会的企業創業をめざして、研究会を始めます。研究会の 名称は社会的企業協会(仮称)準備会とします。

研究会開催に当たっての確認事項

1. 社会的企業創業に向けての準備に向けて何が必要か。

- 1) 社会的企業創業の目的の確認
 - ① 市民社会におけるヘゲモニー抗争の主体の形成。
 - ② 資本・賃労働関係を廃絶したもう一つの働き方の実現。
- ③ 社会的に排除された人々とともに働く事業体、ヨーロッパ型の労働統合型社会的企業をめざす。
 - ④ 日本の官僚階級解体の道筋をつける。
- 2) 政府・官僚階級の動向の確認
- ① 社会的企業を、アメリカ型のベンチャービジネスとして位置づけ、サードセクターの事業の担い手として、補助金行政で官の影響下に繋ぎとめる。
- ② 雇用創出が目的だが、政府・官僚階級が独占している公共事業への参入を認めない。
- ③ 政府・官僚階級は仕事保障をする気はないし(全日自労の失対事業の総括から)、 住民の横の団結を認めず、それをつぶしにかかる(官僚階級の政治的意志)。
- 3) 創業主体の募集
- ① 事業の種類は色々あるが、とりあえず山谷の「あうん」をモデルに「あうん型社会的企業」を創業する。
- ② そのためには事業を支える広範なネットワークが必要で、中間支援組織(社会的企業協会)を同時に発足させる必要がある。

③ 出来れば複数の事業所を立ち上げる。

2. 研究会の課題(順不同)

- ① 労働統合型社会的企業の研究。
- ② 「あうん」についての研究会、前代表の中村氏を呼ぶ。
- ③ 全日自労の失対事業の総括、闘争経験者から聞き取り。
- ④ 政府の補助金行政の実態調査。
- ⑤ 中間支援組織のあり方、及び関連法人格についての研究。

3. 展望

準備会の段階で複数の社会的企業創業をめざし、同時並行的に社会的企業協会の法 人化を行う。法人格は単位事業所は企業組合、中間支援組織は一般社団が向いている。

2. ユニオンと協同組合(2013年2月8日メモ)

これまで社会的企業そのものについて提起してきたがここではユニオン運動との関連で考えてみたい。

1. ユニオンと協同組合

もともと労働組合と協同組合は親和的だった。戦後日本においても労働組合が作った生協はたくさんあった。また倒産した企業の自主管理の事例も多い。

1980年代半ばから広がり始めたコミュニティ・ユニオンの運動に限定しても、コミュニティ・ユニオン活動の展望として、ワーカーズ・コレクティブ作りが提案されていた(『コミュニティ・ユニオン宣言』、第一書林 1988年、233頁)。また脇田憲一が指導していた北摂生活者ユニオンでは、当初から協同組合運動との連携が実践されていた(『ユニオン・にんげん・ネットワーク』1993年、第一書林、233頁)。しかし、これらの事例も大きくは育たなかったようだ。

生協運動を体験した立場から言えば、労働組合運動はいやでも闘争することを余儀なくされるし、闘争心の塊にならざるを得ない。しかし、協同組合のほうは事業活動であって、これは闘争心にはなじまない。だから双方の活動家が、なかなか分かり合って連携していくことが難しい。だがこれは二次的な問題であって、本来的には二つの運動の連携を作り出せるような原則を作り出せなかったことが問題だ。それは労働者階級の解放についてどのように考えていたかということを検討するところから解決していける。

2. 労働者階級の解放について

労働組合運動に関わる立場として、右派組合主義者でなければ、労働者階級の解放のために運動として位置づけていると思われる。労働者階級の解放とは、社会主義、共産主義社会を創ることだが、まず、共産主義とは何かということが問題となる。

いわゆる「共産主義の理念」であるが、ランダムに挙げると、次のようなものだ。

①搾取の廃絶 ②階級の廃絶=商品・貨幣・資本の廃絶 ③経済的隷属からの解放 ④能力に応じて働き、必要に応じて受け取る ⑤労働時間の短縮で労働が生活の第一 の欲求となる ⑥必然の国から自由の国へ ⑦人間の支配を事物の管理に代える ⑧ 国家の死滅

これらの理念のうち、労働組合運動の活動家にとって意義があるのはどれだろうか。

④から⑦までは共産主義社会のイメージであって運動論の基礎におけるようなものではない。⑧もいきなりこれを要求することはできないだろう。一番わかり易いのは①搾取の廃絶だろう。しかし、賃金闘争や解雇反対闘争、反合理化闘争などの労働組合の諸闘争は、搾取の廃絶を実現する闘いではなくて、搾取されている諸条件をよりましなものとする闘いである。この意味で、労働組合運動の目的は、労働者の労働条件を改善することで、労働者が階級闘争に取り組めるよりよい条件を作ることと、労働組合運動でつくり上げた団結を政治運動をはじめとする階級闘争に活かしていく、という理解となる。

ここからは、前衛党が労働組合運動と政治運動とを結びつけるという組織論が導かれる。この組織論は階級闘争の一時期には適合的だったが、しかし私は 60 年代からずっと疑問を持っていた。まずロシア革命では、労働組合運動は一般化しておらず、革命の時期に工場労働者がソヴィエト(工場委員会)に組織され、革命運動の拠点を形成しえた。しかし、労働組合運動が発達していた西ヨーロッパではシュトルムタールが『ヨーロッパ労働運動の悲劇』で書いているように、革命の阻害要因となったのである。

ロシア革命を孤立させたヨーロッパ労働運動の責任と、戦後日本の革命の流産の責任とを自らのものとして、この敗北の原因を探っていって、一つの結論は、労働者を労働力商品所有者意識から解放することが出来なかったのではないか、と思い当たり、国際労働者協会(第一インターナショナル)規約前文の規定に注目した。以下に引用する。

「労働手段すなわち生活源泉の独占者への労働する人間の経済的な隷属が、あらゆる形態の奴隷制、あらゆる社会的悲惨、精神的退廃、政治的従属の根底にあること、

したがって、労働者階級の経済的解放が大目的であり、あらゆる政治運動は手段としてこの目的に従属すべきものであること、」「国際労働者協会暫定規約」(全集、16巻、12頁)

搾取の廃絶は、もともと階級の廃絶=商品・貨幣・資本の廃絶と同じことである。 ソ連崩壊以降の市場万能論では、市場はなくせないという理解が一般化している。したがって、これをもろに掲げても運動の要求に結び付けられない。ところが③経済的 隷属からの解放は、新しい運動論の基底に据えることができるのではなかろうか。というのもマルクスは国際労働者協会創立宣言の方では、協同組合運動について「これらの偉大な社会的実験の価値は、いくら大きく評価しても評価しすぎることはない」 (同書、9頁)と述べているからだ。(もちろん周到なマルクスは協同組合運動の負の側面についても記述することを忘れてはいない。)むしろ労働組合運動や蜂起などの政治闘争だけでなく、協同組合運動の興隆という事実を受けて、経済的開放という目的設定が可能となったのではないだろうか。

労働者階級の経済的解放という目的を掲げれば、協同組合運動、特に労働者協同組合(ワーカーズ・コレクティブ)は「いま」、「ここで」経済的隷属から脱出した働き方として、労働者階級解放運動のメインストリームとなる。他方で労働組合運動はどのように位置付けられるだろうか。その場合、労働組合運動は労働者の団結を形成する場としてあり、地域の社会運動のネットワーカーとしての役割が生み出されるのではなかろうか。さらに政治運動がこの大目的のための手段であるとされると、今日政治運動が政府の政策反対運動に切り縮められ、その結果保守が革命を唱え革新が保守

派となっているような現実に対して、根本的な切開が可能となるように思われる。政治権力の奪取からしか社会革命は始まらないという旧来の戦術からすれば、政治運動は自己目的化されざるをえない。この自己目的化された政治運動を、手段としての運動へと位置付けなおすことで、政治活動の巾を広げていくことが可能となるだろう。

3. 商品批判の意義

労働者が労働力商品所有者意識から脱却するには商品批判が問われてくる。商品批判は搾取や貧困という結果に対する批判ではなくて、資本主義の大元への批判としての意義をもつ。資本・賃労働関係がなければ資本主義は存在しないが、他方商品がなければ資本もない。商品は資本・賃労働関係の前提である。

その際、商品からの貨幣の生成が、商品所有者たちの無意識のうちでの本能的共同行為によることを知ることが決定的であり、そして商品・貨幣・資本を人の意志を支配する存在であることを知ることが大切である。ここから労働者がなぜ労働力商品所有者意識から脱却できないかという理由がはっきりするからだ。意志支配が順応と意識されているなかで、理性に働きかけるだけでは如何ともしがたいのだ。かえってナチスのように劣情に訴える方が大衆化してしまう。とするならば、意志支配されていることの帰結としてある経済的隷属からの解放をなし遂げた領域における新しい文化による感染力で、労働力商品所有者意識を相対化していくしかない。働く人の協同組合の新しい形としての社会的企業をそのような場として創っていくこと、これがユニオンの政治的課題の一つとなっている。

4. コミュニティ・ユニオンの現実からの出発

コミュニティ・ユニオン運動の現実を捉え、その上で労働者階級の解放についての 議論を踏まえ、労働者階級の経済的解放のための社会的企業の創業を政治的に位置づ けることが問われている。他方で従来の協同組合運動の側も、これに呼応した取り組 みが必要だろう。ベルンシュタイン的な民主主義の拡大という方向ではなく、労働者 階級の経済的解放の現時点での存在様式としての意義を確認し、その陣地を拡大して いけるような政治が求められている。

3. 2013年1月5日メモ(反戦共同行動の会議で提案した文書)

自治論は別途提起した(後日本誌掲載予定)。ここでは社会的企業育成の中間支援組織の必要性について述べる。

1. 自民党復活の根拠

民主党政権下で左派の取り組みは成功したとはいえない。官僚による民主党政権の 篭絡に対して左派は打つ手がなかった。自民党の復帰については左派の責任として捉 えることが必要だ。

左派の足腰はないのも同然。反戦共同行動も参加者が現場から一人連れてくれば倍増するが、そうはなっていない。労働組合と政党組織による動員は現実性を欠いてきているが代わりの足腰は作れていない。

60 年代に、一代で巨大な事業化に成功したもののひとつは生協運動。もちろん資本の側も松下やソニーのように一代で巨大化している。

しかし、左派は、事業について市場と資本の付属物となるという批判を掲げた。し

かし、これはおかしい。左派の人々も、市場に依存して暮らしていて、その購買力は大資本の価値増殖の手段とされている。問題はそんなところにはない。

こんな批判で満足してきたのも、左派がイデオロギーと運動方針に忠実であること を党派性にしてきたことの帰結だが、これでいいのかという反省が必要だ。

日本のシステムでは左派は市民社会から村八分にされ、左派は村八分状態を美化してきた。孤立しているのが正しいことの根拠だと。これも再検討すべきだ。

2. 社会運動の地殻変動

左派の努力が実ったわけではないが、リーマンショック以降の世界資本主義の危機は社会運動の再生を呼びおこし、日本でも 3・11 原発事故があり、社会運動の地殻変動を経験している。左派はこの運動と結びつくことが必要だが、その仕方がわかっていない。そのためもっぱら新しく起きてきた運動に対して、自分たちの過去の経験則に照らして批判するという後ろ向きの対応しかできていない。

個人化、サブ政治、コモンズ、こういった諸問題についての認識の上に社会運動の 地殻変動ついての理解が必要だ。

3. 現実的方針

60 年代には、一代で巨大化する事業が生協であったが、現在では社会的企業である。 現在の市民社会でのヘゲモニー抗争は、新自由主義と第三の道の間で争われているが、 市民社会における持久戦とヘゲモニー抗争のためには個人ではなく法人、団体が必要 だ。日本の官僚は事実上第三の道にそって、福祉国家からワークフェアを実施しよう としており、社会的企業はその担い手として育成の対象となっている。この流をにら んで、第三の道とは異なる内実をサードセクターで実現していくものとして、社会的 企業育成の中間支援組織が必要となっている。

日本のサードセクターは官の植民地であり、サードセクターに属する諸団体は農協や生協など規模は大きいが、自らがサードセクターに属するというアイデンティティをもってはいない。営利事業が中心の私的セクター、税金で維持されている公的セクター、これらに対抗する意識が日本のサードセクターの諸団体にはない。しかし、市民社会での持久戦とへゲモニー抗争を起そうとするならば、サードセクターの社会的経済としての確立が必要であり、そのためには社会的企業の育成が必要だ。

日本のサードセクターが、官の植民地となっているのは、官僚が特殊法人や公益法人を作り、税金の流をそこに誘導し、公共事業を傘下のファミリー企業に流し込むという仕組みによる。この仕組みを打破することがヘゲモニー抗争の目標の一つだ。具体的にはファミリー企業の仕事を外に出させることであり、社会的企業の育成はこの活動にかかっているといえる。

4. 1月26日ルネ件研究会報告

テーマ:自治・自己権力に向けた市民社会のヘゲモニー抗争の展開に向けていかに取り組むか。

別紙、「社会的企業協会(仮称)準備会の呼びかけ」を肉付けするために以下に報告する。

要旨:まず日本の政府・官僚階級の社会的企業推進論を見る。次いでそれとは異なる 労働統合型の社会的企業の実例を、イタリアと韓国のケースを上げて研究する。イタ リアの事例は社会的企業の運営に関する到達目標として役立ち、韓国の事例は、社会 的企業立ち上げ過程が参考となる。

Ⅰ. ヘゲモニー抗争の相手方の社会的企業論

1. 日本政府・官僚の社会的企業施策

2007年 経済産業省がソーシャルビジネス研究会を始める。

谷本寛治らのアメリカ型社会的企業をモデルにしている。

企業の例として、ビッグイシューとフローレンス。

2012年の施策 ソーシャルビジネスケースブックの作成、ソーシャルビジネス推進研究会の開催。およそやる気なし。若干の予算で研修会などやっているだけ。

2009 年 鳩山首相による「新しい公共」の提起と新しい公共推進会議の設置。 雇用促進などいくつかの事業、が実施されるも、研修会や訓練だけにとどまる。 政府の考え方は、みずほ総研の文書参照。

2012 年 厚生労働省が、消費税増税と社会保障の一体的改革という政府の方針に従って、社会保障見直しに向けて、生活支援戦略を提起し、そこで社会的企業について触れている。

斎藤(共同連)論文参照。

政府・官僚の施策の特徴:この分野は本気でやらない。仕事保証はしない。

理由:官僚の発想:市場規模が業界団体を作って天下りを保証するまで成熟していない。政府に

よる仕事保証は、全日自労の激しい仕事よこせ闘争の総括から、絶対にしない。全日 自労の後継

団体であるセンター事業団、日本労働者協同組合の、協同労働の法制化要求について は、なるべ

くスルーしたい。法制化は天下りとセットでないと官僚のモチベーションがわかない。 たなざら

し。住民の横の連帯を絶対にさせない(官僚階級の階級的意志)。

この政府・官僚の発想との闘いが必要。

2. 『チェンジ・メーカー』(日経 PB) などの考え方

若者たちが比較的簡単に起業できるビジネスチャンスの場としての位置づけ。アメリカ型の社会的企業には、働く人々への配慮がない。サードセクター論もない。

11. ヘゲモニー抗争の主体としての社会的企業

アメリカ型のベンチャービジネスモデルではなく、ヨーロッパ型の労働統合型社会 的企業をモデルとする。

1. イタリアの社会的協同組合B型

1970年代からの、トリエステのバザーリア医師が問題提起した精神病院廃止運動の流れ。

1991年社会的協同組合法制定。

以降、障害者も協同組合のメンバーとして働く場が増えて行っている。事業所それ自体は、30名

規模だが、下から中間支援組織を作って行政との交渉力を強化し、単位事業所の困り ごとも解決していっている。

研究論文(2004年、『ASSB』12巻6号より)

イタリアの社会協同組合B型 佐藤紘毅「イタリアの社会協同組合」からの紹介 前回少し触れました社会協同組合について紹介します。

1) イタリアの協同組合

日本の協同組合には生協や農協や漁協があります。それぞれ法律があり、自治体などの行政府の認可によって法人格が得られます。ところが働く人たちの協同組合である、ワーカーズ・コレクティブ(労働者協同組合)には法律がなく、法人格を取得しようとすれば、有限会社や事業協同組合やNPOを選ばねばなりません。いずれも働く人たちの協同組合としては具合が悪いことが多く、働く人たちの協同組合の法制化を目指す運動が行われています。

イタリアの場合日本に比べて法制化が進んでいて、1980年代までは7つのカテゴリーがありました。消費、生産・労働、農業、住宅、運輸、漁業、混合、がその分野でした。ところが40年間の協同組合の消長を見てみますと、混合タイプの協同組合の数がどんどん増えていったのです。1990年の各分野の協同組合の数を見てみますと、住宅が一番多くて、42.3%(44355)、次が生産・労働で20.9%、さらに農業が16.5%で、混合はこれに次ぐ14.1%(14815)となっています。1970年の時点では4.1%(2009)でしたから、数だけで見ても、20年間で7倍強になったのです。

混合が増えていったことには、社会福祉分野への協同組合の進出が大きい原因の一つとなっています。そしてこの分野で80年代に大きく発展したことを受けて、この分野を土台にして、新しく社会協同組合の法律が1991年に制定されたのです。

2) 社会協同組合

この法律第1条は目的ですが、それは次のようになっています。

「社会協同組合は、(a) 社会保険サービスおよび教育サービスの運営、(b) 不利な立場の人々の仕事の参加を目的とした農業、工業、商業およびサービス業等さまざまな活動の展開、といった事業をとうして市民の人間的高揚と社会的統合を図るという共同体の一般意志を追求することに資する。」

佐藤さんはこの目的を紹介したあとこれを次のように高く評価しています。

「社会協同組合はいわば『社会的弱者』を主たる対象とした活動を展開しているのであるが、条文には『弱者』という言葉は現れず、『市民』という表現が使われている。ここに、この法律の積極的側面がある。すなわち、いかなる弱者も十全の市民であり、いかなる社会的サービスも、弱者にたいする『施し』ではなくして、市民としての政治的社会的権利として捉えるという、いわばノーマライゼイションの思想がこの条文の基底に横たわっているのである。」(『社会運動』第211号、13頁)

この社会協同組合にはA型とB型という二つのタイプに分けられています。A型は目的にあった社会保険サービスおよび教育サービスを、組合外の顧客に提供するものであり、これに対してB型は、農業、工業などのさまざまな分野で生産活動に従事するものです。しかもB型の場合働いている組合員の 30 パーセントは「不利な立場の人々」で占められる必要があります。

この法律で規定されている「不利な立場の人々」とは、身体・精神・感覚障害者、 入院歴のある精神障害者、通院中の精神障害者、薬物依存症の人、アルコール依存症 の人、家庭状況から労働に従事する未成年者、法律に基づく獄外労働許可取得受刑者、 などが該当するとされています。そして誰が「不利な立場の人々」かの認定は行政当 局が行います。

社会協同組合に対するいろいろな優遇措置についても佐藤さんは調べていますが、 複雑になるのでここでは紹介しません。

3) 社会協同組合の意義

イタリアにおいても社会協同組合の誕生は大量生産・大量消費・大量廃棄の社会の 反省と、社会の高齢化、失業の増大といった日本の現状と同じ要因に基づいています。 そして、日本の場合は一部のNPO法人がそうですが、イタリアの社会協同組合の業 務はその多くが公的機関からの委託ないしそれに関連するものとなっています。

日本と異なるところは、1978年に精神病院廃止が行われ、入院していた人たちが地域での生活を始めたことです。この精神衛生・公衆衛生・社会福祉分野の機構の大転換は、社会全体の福祉思想の転換を必要としていました。政府の財政逼迫の中で、これらの諸問題に対する公的対応が遅れ、代わりに協同組合やボランティアが対応することとなったのでした。このような経過から形成されてきた社会協同組合について佐藤さんは次のように述べています。

「社会協同組合は、伝統的協同組合の枠組みに収まらない形式・内容を備える。それは、ボランティアを十全の組合員として内包し、組合員の共同利益よりも社会再建や弱者の尊厳を優先させる協同組合である。『公』の業務を多く引き受けながら、『公』の領域を浸食し、『公』の文化の克服の可能性を秘める協同組合である。」(18頁)

この位置づけはニュースタートやサポートセンターの向かう方向を示しているよう に私には思われます。

4) 社会協同組合B型の現状

佐藤さんの別の論文から現状を紹介しておきましょう。

まず社会協同組合全体では、2000年までの7年間で、1479組合から6952組合に増えています。2000年での種別は、A型が58%、B型が37%、A・B混合型が5%です。

次にB型は、93年の 287組合から 2000年には 1915組合に増えていますが、2000年現在 32939人がB型で働いており、そのうち 13569人が「不利な立場の人」となっています。そして、1組合あたりの平均組合員数は 17.2人となっています。

さらに事業分野ですが、伝統工芸品・工業製品製造(29%)、ビル清掃(22%)、公園・の緑地清掃・管理(19%)、その他のサービス産業分野(17%)、商業(6%)、建設業(4%)、農業(3%)となっています。

最後に「不利な立場の人」の分類は次のようになっています。精神的問題を抱える人(41%)、身体的問題を抱える人(20%)、薬物依存の人(20%)、アルコール依存の

人(6%)、受刑者(4%)、その他(9%)となっています。

11月3日から10日間、イタリアの社会協同組合B型の視察に出かけますが、その結果についてはまた報告します。

イタリアの社会協同組合視察報告 2004 年 11 月 27 日

1) 視察日程

11月4日午前 Cooperativa Gnosys (カソリック系) 訪問(A・B型)

午後 Cooperativa Castelluccio(カソリック系)訪問(B型)

5日午前 公立一貫教育校(幼稚園から中学まで)訪問

午後 カーポダルコ社会協同組合B型訪問 (以上ローマ市)

8日午前 バンコ・エチカ (倫理銀行) 訪問

午後 Polis Nova Lavoro 訪問 (B型) (以上パドヴァ市)

9日お昼 苺の場社会協同組合B型 (レストラン) で食事

午後 バザーリア社会協同組合 (A・B型) 訪問

10 日午前 陶器製造の社会協同組合 B型訪問

お昼 苺の場レストラン (廃止された精神病院の中にある) で食事

11 日午前 トリエステ市役所障害担当者の講義を聴く

ついで市の参事官(市長に次ぐ地位)との公式会見

お昼 3日連続苺の場で昼食

午後 バザーリア社会協同組合連合体理事長との懇談 (以上トリエステ

市)

2)予備知識

社会協同組合とは、1991年に法制化されたもので、主として顧客としての障害者に対するサービスを行うものをA型、障害者自身が組合員として働くものをB型(障害者の組合員が3割を超えるもの)と決めている。

法制化されるまでには、イタリアの協同組合には7つのタイプがあった。消費、生産・労働、農業、住宅、運輸、漁業、混合で、福祉の協同組合は従来混合に入れられていたが、この分野の組合が80年代に大きく発展したため、これを土台に社会協同組合というタイプの法制化がなされた。

社会協同組合法第1条目的は次のとうり

「社会協同組合は、(a) 社会保険サービスおよび教育サービスの運営、(b) 不利な立場の人々の仕事の参加を目的とした農業、工業、商業およびサービス業等さまざまな活動の展開、といった事業をとうして市民の人間的高揚と社会的統合を図るという共同体の一般意志を追求することに資する。」

3) バザーリア社会協同組合(9日午後)

B型の理事長のお話 (精神病院の解体から今日までの歩み)

1978年にバザーリア医師の名にちなんだ通称バザーリア法が制定され、精神病院が廃止されました。現在 25 棟の病棟は保険機構が所有し、保険機構の事務所となっています。そこに 5 つの社会協同組合も入居しています。

バザーリアの協同組合は発足してから 32 年経っています。まず歴史についてお話し しましょう。 1970 年代にフランク バザーリア医師がトリエステ精神病院の院長となりました。 ここから歴史が始まります。当時精神医療については 1904 年の法律が有効で、このふるい法律に基づいて精神医療がなされていました。それは患者を閉じ込めておく、というもので 1200 人がいたこの病院は一つの町をなしていました。

といってもそこには治療のシステムはなく、単に収容するだけで、大きい部屋に 60 人から 70 人が収容されていました。収容された人たちは何十年もいて、出るときは死 んだときでした。医者が治療するという出番はなく、看守も大男を配置するというの が一般的でした。

バザーリア医師は極めて簡単なことをしました。それは患者の意志を尊重する事で、彼は患者が健康を取り戻すためには外に出て町で生活することが必要だと考え、これをだんだん実行していきました。バザーリア医師は精神障害者にも権利があると考えていましたが、いまある社会協同組合の歴史はバザーリアの活動と平行して成長してきたのです。

社会復帰の基本は労働である。この彼の考えが、実行され受け入れられるためには 文化的変容が起こる必要がありました。

当時の状況を紹介しますと、1200名の収容者が居て、看護人は今と違ってパンを配り、生活の世話をするだけ、患者の中から看護人の手伝いをする人を作り、このサポートをする人は無償でした。

70 年代の初め、バザーリアは、雑用手伝いも労働であり、労働者に対価を支払うべきと考え、協同組合を作って、労働にペイを支払いました。これに対して当局は労働と認めず、精神障害者の労働は労働ではないと断定したのです。これに対してストライキを実施、病院は大混乱に陥り、行政も下請け労働として認めることになりました。

社会的な経費についてですが、精神医療に対する費用は今日病院があったときと比べて半分になっています。公的な課題を協同組合にまかす、というシステムの変換、福祉社会への転換を遂げて費用も減ったのです。

現在の社会協同組合は280人のメンバーがいて、うち110人が不利な立場の人です。 事業高は600万ユーロ(約7億8千万円)。仕事の内訳ですが、100人がビル清掃、90人がレストラン、35人が運送、10人が営繕、残りの人は製本や洗濯です。また労働奨学生は30人受け入れています。

70 年から 80 年代は病院解体が進む中で出て行った人たちに、公的資金をばら撒くという形でしたが、その後給付配布よりも仕事を見つけてもらう、働く訓練をして社会復帰してもらうという方向へ行きました。

労働奨学金の制度がだんだん普及し、今日では分散して地域で医療、福祉をするようになっていますが、公的機関(保険機構)が働く訓練をしたほうがいいと認定すると奨励金が降り、その際の受け皿として社会協同組合が一番力を発揮しています。

社会協同組合が労働奨学生を受け入れる、ということにどのようなメリットがあるかについて述べましょう。まず掃除の仕方を教えます。非常に時間がかかります。やがて掃除が出来るようになり、仕事を通じて、患者の社会復帰のプロセスを歩むようになります。この間のコミュニケーションで、日常性、自立性を取り戻す可能性があり、社会的効果があります。

労働奨学生が訓練を通じて組合員になる場合は、不利な立場の人たちが組合員になることですから、国家が種々の負担をします。毎年 12 名受け入れ、前とあとでは健常

者の給与が1か月分上がりました。

さらに文化的な側面からの考察も必要です。かっての病院のシステムにおける患者に対する態度は、一人の人間とは認めないものでした。今の私たちの取り組みの態度は、一人一人に価値がある、患者は以前の力量を取り戻せるし、取り戻すことで価値を増やせる、というものです。

人間そのものに価値がある、という考えは失われやすいし、現在でも企業の儲け仕事に押し切られています。人間の価値を増やしていくという考え方はますます重要になってきています。

私たちの社会協同組合も長い歴史を持っていますが、私たちがなしえたことは小さいことかも知れませんが、持続できたことが大きいと考えています。偏見との闘い、これはひとつの賭けでしたが、試みる価値のある賭けでした。かっても今でも人間が様々な役割を持たねばなりませんが、医者とか教授とかの肩書きで価値が決められ、患者はその奴隷とされてきましたが、人間をどうするかが問題であり、偏見を克服することが大事です。

日本とイタリアの文化や歴史は違います。でも日本に精神病院が存続していること には驚きます。

Q 日本では病院に収容されていますが、この人たちが地域に戻っていくときのケアの 体制について教えて下さい。

A 考え方についてお話します。地域で回復する、地域で治療を受けるということの意味を考えましょう。従来は病院に閉じ込めているだけで、これでは治癒しません。地域、家族で治療する、病院は地域の一つの場所にすぎません。地域でのサポート・治療システムを作ることが必要で、患者の治療を、地域と家族の中で行い、可能ならば働くことにトライするのです。精神病は、骨折と同じで時間がかかる場合もあります。首輪をかたくしめていると、人に当るようになってしまいます。

4)社会協同組合グローセス(智)(4日午前)

連合体の理事長のお話の要約(現在の社会協同組合の活動状況について)

最初の訪問先は、精神障害者の共同体を管理する二つのA型と、障害者自身が働く 一つのB型協同組合によって構成されている連合体でした。

共同体というのは障害者が住んでいるグループホームのことでそれぞれ 13 名と 10 名の障害者がそこで生活し、これを管理しているA型社会協同組合の働き手は 14 名と 11 名です。他方B型の方は組合員 10 名でうち 6 名が障害者です。

ここのシステムについて理解して頂くためには、1978年に精神病院が廃止され、入院していた人たちが、地域に解放されて以降の、病院に代わるケアのシステムについて説明しなければなりません。

病院から解放された精神障害者を地域でケアするための仕組みとして、全国に保険機構が新たに設けられました。これは行政的にも財政的にも州の管轄で、今日では全国 200 ヶ所あり、単純に平均すれば、人口 5 万人に 1 ヶ所あることになりますが、支所を持っているところもあり、州によってさまざまです。

この保険機構に所属しているソーシャル・ワーカーが障害者の事情を把握しており、 地域での措置を決定しています。一つは職業訓練制度で、これは当局によって認定された障害者を社会協同組合などの地域の受け皿に委託して、職業訓練を実施させます。 あと、地域のデイサービスセンターや在宅ケアも実施しており、前者は誰でも参加で きますが、後者は認定された人たちだけに実施されています。

この仕組みは、基本的に障害者を家族の責任でケアしようというもので、それをサポートするものとして、地域のシステムが作られているのです。このシステムの特徴は措置について、本人が望むことが前提になっていることです。

A型社会協同組合のグループホームで生活している人たちは保険機構との契約によって、受け入れについて、トータルで州から年間90万ユーロ(1億2千万円)の公的資金がおりています。これで入居者の生活費と、ケアする人たちの人件費を賄います。入居している人たちのうち、職業訓練コースの認定を受けて人たちの訓練を受け持つのがB型です。精神障害者が職業に就くのは非常に困難で、実際には訓練といっても、日常生活の仕方を教えるといったもので、B型の6人がその教育にあたっています。

B型は他に、ITの事業もやっています。これはゲームのソフトや、薬を説明するソフトなどで、後者は医者や製薬会社のために開発したものです。

過去のことですが病院の解体はうまくいきました。高齢者が多かったし、当時の入院患者はほとんど亡くなっているでしょう。現在は若者の精神障害が増えています。 私たちのグループホームも若者が多いのです。精神障害と麻薬ですが、その症状が既存の精神病の治療システムの枠外にあり、人格障害(アイデンティティの喪失)と呼ばれています。

お話に出てきた引きこもりの人も 1 人入居しています。部屋にこもったきりの人は イタリアで 14000 人くらい居るのではないでしょうか。このような若者の発病は、16 歳の学校卒業時に多く、一人っ子が多くなっていることもその原因ではないかと考え ています。

5)訪問した社会協同組合の規模

Gnosys 二つのA型と一つのB型の連合体

A型、組合員 14 人と 10 人。グループホーム入居者、13 人と 10 人。 事業内容 グループホームの管理。

事業高 年間 90 万ユーロ (約1億2千万円)

B型、組合員10人、内不利な立場の人6人。

事業内容 労働奨学生の受け入れ、IT のソフト作り。

事業高 年間 15 万ユーロ (約 2000 万円)

障害者の労働時間は4時間。

② Castelluccio 9つの社会協同組合の連合体

A型 3団体、B型 5団体、A・B混合 1団体。 組合員 100人。

事業内容 労働奨学生の受け入れ、公園の管理、印刷と配布、 建物の清掃。

③ カーポダルコ 組合員 850 人内 73 パーセントが不利な立場の人。

障害の内訳、50パーセントは身体・動作に関わる障害。

20パーセントは身体・動作に関わらない障害。

10パーセントは精神障害者。

20パーセントはその他の理由。

事業内容 自治体からの委託で、HPの作成や電話相談。

④ PNL 5 つの社会協同組合の連合体

組合員 100人、内不利な立場の人 48人。 事業内容 電気部品の組み立て、靴の部品の製造、 配食(1日250食)。

事業高 125 万ユーロ (1億6250万円)。

(5) バザーリア 組合員 280 人、内不利な立場の人 110 人。

事業内容 ビル清掃、100人。レストラン、90人。運送、35人。 営繕、10人。製本と洗濯、残りのメンバー。 労働奨学生の受け入れ、30名。

事業高 600 万ユーロ (7億8千万円)。

⑥ 陶器の製造所 組合員 23 人、内不利な立場の人 16 人。労働奨学生、3 人。職業訓練生、7 人。

事業内容 各種陶器の製作。直販所 200 ケ所。

事業高 50万ユーロ (6500万円)。

⑦ バザーリア連合会 7つの社会協同組合、A型 2団体、B型 5団体。 陶器の組合と、バザーリア社会協同組合は加入しているが、 レストランを経営している苺の場社会協同組合は脱退した。

6) 学校の障害児教育

公立一貫教育校(ローマ)と幼稚園(トリエステ)を視察した。

クラス(20名)に1人の障害児がいる場合、クラス担当の教員のほかに補助教員がつき、これは国から払われる。障害の程度によって、介護人がつけられこれは自治体の負担となる。幼稚園から障害児と一緒に教育している。

2. 韓国の社会的企業

(以前の論文 2009 年『ASSB』17巻5号所収「韓国の福祉レジームの学ぶ」より)

① アジアで始めての法制化

2007年に成立施行された社会的企業育成法は、社会的企業についてのアジアでの始めての法制化であり、共同連は、障害者労働研究会などでいち早く韓国から講師を招いて何度か研究会を持ってきた。また育成法そのものについても翻訳解説がなされてきている。法律の特徴について簡単に述べると、社会的に不利な立場の人々を「脆弱階層」と規定し、その中に障害者や高齢者などの伝統的に社会的に排除されてきた人々だけでなく、世帯平均年収の6割に満たない人々をもこれに加えたことである。いわゆるワーキングプア層が法的措置の対象となっているのだ。次に法人格については様々な法人が参入できるようになっている。つまり法人を認証するシステムである。

社会的企業育成法についてはさしあたって次の文献を参照のこと。

姜 乃榮「韓国の社会的企業と市民運動」馬頭忠治他『NPOと社会的企業の経営学』 (ミネルヴァ書房)所収

法律そのものは、ネットから入手できる論文、白井京「韓国における格差問題への対応」に「社会的企業育成法」の翻訳が付けられている。

② 社会的企業育成法成立の背景について

姜 乃榮によると社会的企業育成法の背景には 2000 年の国民基礎生活保障法の制度化があげられる。その前史として、貧民運動が 70 年代から展開してきた生産共同体運動の伝統と結びついた形で、金泳三政権時代に自活支援センターが 5 ヶ所設置され

たが、これが韓国での社会的企業への制度的な支援の最初であったという。

97年の通貨危機に際して、失業克服国民運動委員会(失業克服国民民財団、のちにともに働く財団に名称変更)が始動し、民間で巨額の寄付を集めて、失業家庭に対する生計費支援と就労の斡旋、各種相談事業を始めた。この運動が参与連帯が求めていた生活保護法改定運動と結びつき金大中政権の下での国民基礎生活保障法制定となった。

法制定後、従来の自活支援センターは、自活後見機関(07年からは地域自活センターに改称)に名称変更し全国の自治体に広がり、70ヶ所を数えることになったという。「この自活後見機関の自活事業は、政府から人件費の支援を受け、保護された市場の中で経済的自立をはかる自活事業団と、競争市場の中で経済的自立を追い求める自活共同体とに分かれる。2007年12月末の時点で指定を受けた機関の数は全国的に242箇所にのぼる。」(馬頭、前掲書、91頁)

国民基礎生活保障法の対象者のうち、労働能力のある人々で、就業者は労働部、非 就業者は保健福祉部で自活後見機関が施行する自活事業に参加したが、自活成功者の 割合が少なく、後に労働部主導で社会的仕事作り事業が始まり、この流れの中で社会 的企業についての法制化が志向されるようになったという。以上は姜論文からの紹介 で、法制定に関わる詳しい事情は直接姜論文を参照されたい。

③ 韓国の事例から学ぶために

社会的企業育成法の制定のいきさつや直接の背景については既存の文献に任せて、 ここではもっと一般的な背景について考察してみる。

1960 年代半ばからの、開発独裁による経済成長から、1993 年の文民政府成立後の高度成長に至るまで、韓国は 40 年間にわたり経済成長を続けたが、1997 年の経済危機で恐慌に見舞われた。このときに IMF からの融資を受けると共に IMF の管理の下での新自由主義政策の本格的導入がなされたのである。経済危機の直後大統領に当選した金大中大統領の下でなされた諸改革は、経済と社会の新自由主義化と共に、経済危機に伴う社会的危機への対応として、社会福祉制度の改革を伴っていた。そしてこの金大中政権の社会福祉政策が、新自由主義的なものか福祉国家的なものかという点を巡って韓国の社会学者の間で激しい論争が繰り広げられる事となった。この論争は「韓国福祉国家性格論争」と名づけられ、その最初の単行本が訳書『韓国福祉国家性格論争』(流通経済大学出版会)として出版されている。

IMF 危機に至る韓国の経済の事情を日本と比較してみよう。日本は、石油ショック以降も対外輸出の増大によって経済成長を持続し、80年代にはバブル経済の下で一瞬ではあったとはいえ世界一の金融大国にまで上り詰めた。しかしこれはほんの短期間のことで、90年代に入ると長期の不況に見舞われる。経済成長してきたことで80年代の日本は左翼も含め一貫して新自由主義に親和的であったが、新自由主義的政策が本格的に導入されはじめたのは90年代半ばであり、それは21世紀になってからの小泉構造改革で完成された。そして90年代半ばからの新自由主義政策による社会の荒廃が漸次的に進行し、2005年頃には誰の目にも明らかとなってきたのであった。

このような両国の経過を見れば、韓国が経済危機で一夜にして社会的危機を迎え、 危機の中で外圧によって新自由主義に舵を切ったのに対して、日本の場合は新自由主 義導入の十数年間の帰結として今日社会的危機に直面しているという相違がある。韓 国の場合は社会的危機への対応が新自由主義的改革と同時になされたのに対して、日 本の場合現在直面している社会的危機が十数年かけてなし崩し的に醸成されてきたために、それへの処方箋が政権交代後の民主党によっても明示されていないという現実がある。今日、日本社会の社会的危機への処方箋を作り出していくためにも韓国の経験について学ぶことが必要である。

資料として別刷り

みずほ総研文書、経済産業省ソーシャルビジネス研究会文書、厚生労働省生活支援 戦略文書はネットで入手可能。

斎藤論文「生活支援戦略と社会的事業所」(共同連『れざみ』140号)

姜 乃榮「韓国の社会的企業と市民運動」馬頭忠治他『NPOと社会的企業の経営学』 (ミネルヴァ書房、2009年)

参考文献

実践の役には立たないが、研究書は次のものがある。

ドゥフルニ他『社会的経済』(日本経済評論社、1995年)

ボルザガ他『社会的企業』(日本経済評論社、2004年)

田中夏子『イタリア社会的経済の地域展開』(日本経済評論社、2004年)

アジット他『グローバル化と社会的排除』(昭和堂、2005年)

エバース他『欧州サードセクター』(日本経済評論社、2007年)

私が関わった書籍類

宮本太郎他『社会的経済の促進に向けて』(同時代社、2003年)

ジャンテ他『勃興する社会的企業と社会的経済』(同時代社、2006年)

必読文献

『情況』2009年7月号

境毅他『誰も切らない、分けない経済』(同時代社、2009年)これは聞き取り調査記録を含む。

5. 1月26日の研究会を終えて

1. 研究会の経過

まず、後藤から「2013年度ルネ研研究テーマについての提案」がなされ、討議決定した後に、榎原の報告と討論があった。ここでは後者について報告します。

2. 榎原報告について

「社会的企業協会(仮称)準備会の呼びかけ」及び、それを肉付けする「1月26日報告」について報告しました。報告文書中、4頁のバザーリア社会協同組合理事長の話は、精神病院解体との関連での社会協同組合の位置づけで、ここに注目してください。

3. 「呼びかけ」について

これはルネサンス研究書有志という名称で呼びかけますが、ルネサンス研究所が主体となるわけではなく、研究所の周辺での動きについて、研究所としてサポートすることが目的です。

4. 討議

おおむね賛同され、「呼びかけ」は承認されました。意見としては、韓国の場合市民 運動と労働運動の関係はどうなのか、イタリアに関しては、医療関係者が社会協同組 合に注目しているが、精神病院解体には言及するが、協同組合的経営には言及しない 傾向があるという発言がありました。あと関西でも現に存在している社会的企業があ り、それとの連携の必要性についても提起がありました。

5. 報告文書への補足として

今回の「呼びかけ文」と報告は、社会的企業をめぐる政府・官僚階級とのヘゲモニー抗争に的を絞って提起しています。しかし社会的企業を協同組合的に運営するためには、協同組合についての知見が必要なのでこれについて補足しておきます。

今日の協同組合運動にとっての必読文献はレイドロウ『西暦 2000 年における協同組合』(日本経済評論社)で、これは国際協同組合同盟(ICA)20回大会(1980年モスクワ)でレイドロウによってなされた報告であり、その概要は、今日の協同組合運動が歴史上三度目の危機にある(アイデンティティの危機=思想上の危機)とし、それの克服にむけ、四つの優先分野を出しました。第一優先分野が世界の飢えを満たす協同組合、第二分野が生産的労働のための協同組合、第三分野が保全者社会のための協同組合、第四分野が協同組合地域社会の建設です。第二分野に挙げられているのがいわゆるワーカーズ・コレクティブ=労働者協同組合で、これの最も成功した事例はスペインにバスク地方にあるモンドラゴン協同組合群です。

レイドロウ報告と、モンドラゴンについては、HP: office-ebara.org/ の「学習したい人のために」のところに掲載している「協同思想の可能性」と「アリスメンディアリエタ試論」をお読みください。後者は 1950 年代に創業されたモンドラゴン協同組合の創業者でカソリックの神父です。最低この二つの文書で事情はつかめると思います。

あと、社会的企業を協同組合方式で創業する時の思想的な諸問題については、私自身がその時々に書いた短文がHPの「いま何が起きているか」のところに掲載されていますので参照ください。このうちいくつかをセレクトしてパンフレットにする予定です。

6. 当日資料として別刷りしたものについて

みずほ総研文書は社会的企業で検索すると出てきます。経済産業省ソーシャルビジネス研究会文書、厚生労働省生活支援戦略文書はそれぞれ官庁のHPに出ています。 以下についてはどなたかPDFに焼いて配信してくださると嬉しいです。

斎藤論文「生活支援戦略と社会的事業所」(共同連『れざみ』140号)

姜 乃榮論文「韓国の社会的企業と市民運動」(馬頭忠治他『NPO と社会的企業の経営学』所収、ミネルヴァ書房、2009年)

ルネサンス研究所活動報告

ルネサンス研究所関西の昨年度の活動は次の通りです。

2012年3月3日 ケインズ研究 報告者 榎原・後藤

4月22日 公開研究会 報告者 伊藤誠、コメンテイター 榎原、渡邊

5月19日 公開研究会の振り返り

- 7月7日 公開研究会 報告者 斉藤日出治、副報告 新開、榎原
- 8月12日 ルネ研の課題について 報告者 榎原
- 9月23日 公開研究会 崎山政毅
- 10月20日 債務共和国の終焉 報告者 市田良彦 副報告 榎原
- 11月19日 東西合同シンポ 報告者 榎原

昨年度の活動については本誌ではほとんど報告できていません。もちろんメーリングリスト参加者には情報は行っているのですが、しかしポイントになる文書については改めて印刷しておきます。以下①3月3日の研究会結果報告 ②7月7日研究会を終えて ③ルネ研の課題について ④ルネ研2012年10月20日研究会レジュメ等 です。

1.3月3日研究会結果報告

1. いきさつ

今期のルネ研関西の研究会は、隔月で外部講師を招いて公開講座を実施し、それぞれがインプットしようということになり、ケインズとフリードマンの研究もひとつのテーマで、公開講座の合間の月に予備研究会として企画されました。

ケインズ『貨幣論』(全集 5・6 巻)を取り上げたのですが、当日のコピー機の不調で、当初考えていた進め方(ケインズの貨幣論の読み合わせ)ができずに旧稿の説明と言う形になり、分かりにくかったと思います。申し訳ありません。レジュメは当日のレジュメと旧稿の双方を添付しておきますので、当日のレジュメの 3 頁下段から 6 頁までのケインズからの引用部分をぜひお読み下さい。

2. 旧稿の問題意識と今回の研究会の課題

佐賀大学の楊枝さんは、信用論研究の師として注目していたのですが、突然マルクス貨幣論の批判を始められ、それがケインズ貨幣論に依拠していることがわかって、2006年の段階でケインズ批判を試みています。その後世界金融危機がおき、ケインズが見直されるようになって来ていますが、今回の報告は、果たしてケインズの復権でいいのかということが問題意識でした。

それでケインズの投機批判が倫理的批判にしかなっていない、という問題(旧稿後半)を、ケインズ貨幣論における資本の商品化としての貨幣に対する分析視角の不在というところに定めました。

3. 市田さんからの問題提起

ところが市田さんは、ケインズ派のなかでも、一般理論から貨幣論にさかのぼることで、一般理論の欠陥を補正しようという動きがあるといって、具体的にはケインズが貨幣論で債務の承認=銀行貨幣としている観点を現代に活かすという視点を提供し、私のケインズには資本の商品=利子生み資本がないという批判とは別の観点を出されました。

この点については今後の課題です。

なおこれは研究会で報告したものではありませんが、いま流行のレント論の系譜がわかりました。それはもともとフェビアン協会のウエッブの主張で、レーニンも依拠しているホブソンがレント論を体系化しています。『J.A.ホブスンの新自由主義―レント論を中心に』に詳しく紹介されています。

これがどのような経路でイタリアのオペライズモに継承されたのでしょうか。ホブ

ソンの説は、マルクスが資本論で批判している三位一体的範式で、資本の利用料としてのレント、土地の使用料としてのレント、労働の使用料としてのレントというものです。剰余価値の分配という視点はありません。

以上簡単ですが3月3日の研究会の報告です。

2.7月7日公開研究会を終えて

三つの異なる領域の報告がなされたため、当日の議論はかみ合わなかったものの、 今後の研究方向について焦点を定めることができた画期的な研究会だったと思います。 一つは斉藤さんが報告した市民社会論について。初期の平田清明が『市民社会と社 会主義』で提起した市民社会=社会主義、という考え方を後に平田自身が取り下げて、 市民社会=抗争の場、という考え方になっていたことを踏まえて、斉藤さんが、「市場 経済全体主義」という考え方を、藤田省三、ポランニー、フーコーの所説をまとめる 形で提示されたことだの意義だ。

この提起は私には市民社会をヘゲモニー抗争の場として位置づけるグラムシに始まる一連の考え方を超えた地平で構想されたものではないかと思われる。この概念については当日質問が出たが、全体主義といえば、通常反民主主義であり、反市民社会的な政治体制(上部構造)を念頭に置くが、斉藤さんの場合は上部構造というよりはヘゲモニーとして捉えられ、今日の市民社会が、市場経済の要請にもっぱら応えてそれ以外は無視しているという意味で「市場経済全体主義」という提起がなされていることだ。

二つ目は私が報告した官僚が階級を形成しているという報告だが、これは日本における「市場経済全体主義」の権力構造の分析という意味を持った。私は、社会的経済・社会的企業促進の活動、つまりは日本におけるサードセクター形成のための活動の体験から、日本におけるサードセクターの発育不全と、それが公的セクターの植民地となっているという現実を知った。そして、この現実は階級を形成している官僚が自らの経済的地位を拡大していったことの帰結としてあるということの認識に到達し、官僚階級論を構想したのだ。

もし日本社会に公的セクターと私的セクター(営利)とに対抗する意識を持ったサードセクター(非営利)が形成されておれば、市民社会もグラムシの言うへゲモニー抗争の場という定義も妥当するだろう。しかし、サードセクターに属する団体が巨大であり、人口も多いとしても、それが官僚の植民地とされている現実は、市民社会におけるへゲモニー抗争の主体が欠落していることを意味し、結局は「市場経済全体主義」をはびこらせることにしかならなかったように思うのだ。

早い話、日本の市民社会とは、賃労働している男性市民にとっては居酒屋と寝る時間だけであり、他方で昼間に活動できるのは女性市民で、生協運動や様々なカルチャーセンターでの活動くらいしかなかったのだ。市民社会におけるヘゲモニー抗争とは、個人が主体でなされるものではなく、団体によって担われるものであり、非営利サードセクターの陣営の利害を自覚したアソシエーションが抗争の主体となるほかはない。

三つ目の新開さんの報告は、大飯原発再稼動反対運動の準備していく過程で明らかとなった、都市が農村を植民地にしてきた従来の関係の再構築としての「持久戦」の提起であったが、この持久戦も市民社会におけるヘゲモニー抗争の組織化であり、そ

の担い手も、個人というよりは、団体となる。とすればサードセクターにおける主体 形成という問題と連なっていかざるをえない。

当日議論になったことを踏まえて整理するならば、明らかに日本の階級闘争は地殻変動的な動きを見せているのだが、それが 60 年安保闘争のような組織動員中心ではなく、個々人の自由な参加となっていることは、「市場経済全体主義」として特徴づけられる今日の日本の市民社会における民衆の自然発生的な抵抗の発現であり、政権交代ではなしえなかった「市場経済全体主義」に対抗する次の手段として選択されている。声を上げるために街頭に出ようという、世界共通の抵抗のあり方が日本でもやっと現実化しつつあるという意味で、この間の動きは地殻変動だと見ることができる。

この新しい抵抗の形をどのように持続させていけるのか。60年安保型の街頭闘争の 戦術のエスカレートから政府打倒という方向、大衆運動を背景に選挙で反対派を大量 に当選させる方向、どちらもあまり見通しがない。しかし、反・脱原発運動で「持久 戦」を提案するのならば、見通しはおのずから開けてくる。

一つ目は日本の官僚支配に対決する方向性を長期的な目標として自治・自己権力の 獲得とおき、全ての闘争をこの目標から位置づけることだ。これは国家の廃絶とも関 わる問題である。当面は官僚が階級としてあることへの対応として、「官僚階級の解体」 のプログラムが構想されなければならないが、具体的にはサードセクターの団体の公 的セクターからの解放闘争が日程に上るであろう。この闘いには連合の「市場経済全 体主義」からの解放も含まれる。

二つ目は日本の官僚支配の重心は原子力開発にあり、3.11 原発事故はこの重心に亀裂を与えた。反・脱原発の闘いは、個別課題ではなく、日本の官僚階級解体と「市場経済全体主義」の解体を課題とする包括的な課題である。この課題を電力の自治・自主管理という目標のもとで、政治運動だけではなく、市民社会におけるヘゲモニー抗争が闘われなければならず、サードセクターでの抗争主体の育成を様々な形でなしとげなければならない。

三つ目に、日本の市民社会におけるヘゲモニー抗争をルネサンス研究所が引き起こすことだ。そのためには、上記二つの課題におけるプログラムの確定に向けて体制を作り出すことが問われている。この課題の解決を隔月の公開研究会と、隔月の研究員研究会でなしとげていこう。

3. ルネ研の課題について 8月12日研究会報告

1. ルネ研設立趣意書より

1)3.11以前のルネ研の課題

ルネ研結成以降、3.11 大震災と原発事故があり、日本の社会運動は地殻変動を起こし始めている。このような事態を予想してはいなかったルネ研結成当時の趣意書を手がかりに、その研究会構想の思想を踏まえて、今日の新しい状況にどう対応していくかということについて考察するところから始めたい。趣意書は冒頭で次のように語っている。

「私たちにこの小さな研究所を構想させたものは、社会運動をめぐる危機意識である。経済危機でも統治システムの危機でもなく、社会運動の危機であり、しかも危機の主体である社会運動が「客観的」には危機に陥っていないという特殊な危機である。」

これが書かれたのは、2010年秋のことであり、ここで述べられている社会運動の危機とは、世界の社会運動を念頭に置いた上でのもので、日本の社会運動は、運動が起きていないということ自体が危機として認識されていた。

「都市暴動から自殺にまでいたる、一種の反乱とみなしうる激発性の現象が頻繁に生起しながら、そこに定位する政治課題は一個の大きな主観として育っていないのである。これこそ、私たちが危機を語る所以にほかならない。過去二〇年の社会運動の成長が〈敵〉ならぬ〈我々〉の共通性を創出しえていない、そのことが政治的危機であると私たちは考えている。」

日本では自殺は増大しているが、都市暴動は見られず、運動が起きていないという 危機をどう考えるかがテーマとならざるをえない状況であった。日本においては過去 20年間に見られた事態は社会運動の成長というよりも、共産主義者を名乗って活動し ている人々の危機として顕在化していた。

「私たちは「オルタナティブ」の空虚をもはや潔よしとしない。そこをもう一度〈共産主義〉によって埋めたいと考えている。共産主義は目指すべき未来の状態ではなく、現状を廃棄する現実の運動そのものであるとマルクスは語っていた。この定義にしたがえば、共産主義は様々な反乱や社会運動のなかにこそ発見されねばならず、それらの相互連関のなかでのみ自らを深めうるはずである。そして現実の運動は、共通の政治課題の集団的構成としての〈共産主義〉によってのみ育ちうるはずである。だとすれば、社会運動の危機とはまさに〈共産主義〉の欠如を示すものではないのか。そう問うことからはじめたい私たちは、もはや〈社会主義革命〉の向こうに〈共産主義〉を置くことはしない。現状を揺り動かしながら、「様々」であることに止まっている〈我々〉の集団性を進化させていくことを、私たちは再度〈共産主義〉の定義として掲げたいと思う。」

したがって私たちは日本の運動に内在して研究するよりも国際的な交流を求め、国際的な潮流形成に比重を置いた取り組みを構想していたはずであった。関西のルネ研の当初の企画は、この国際的な交流における理論的提起として、ソ連崩壊の原理的根拠を『資本論』価値形態論の解読から行い、政治権力奪取という従来の共産主義の戦術の総括と、迂回戦術としてある共産主義運動の可能性を提案し、同時に社会運動が最大限綱領を掲げていることの意味と、そこにおける意識性を共産主義者が体現していくという課題を設定していく試みとしてなされていた。

2)3.11以降のルネ研の新たな課題を求めて

しかし、3.11 はこの企画の継続を許さなかった。原発事故は日本の権力中枢に打撃を与え、絶えて久しかった大規模デモが復活し、社会運動が弱いという日本の危機が階級支配の危機という情勢そのものによって打開され、そして 2012 年 3 月以降、日本の社会運動は地殻変動を体験しつつある。国際的交流は今や日本の社会運動とのかかわりなしには空語となる状況が生まれているのだ。だとするならば、世界の社会運動の危機に照準を合わせ、危機への対応策を提案した趣意書の提起は日本の社会運動の地殻変動に対応できる処方箋たりうるであろうか。

「だからこそ、国家の手前における〈共産主義〉が課題となるのである。国家が人々に「自己責任」を求めるとき、この〈共産主義〉は国家に向って〈我々〉による「自己決定」の範囲を拡大させよと要求するだろう。そのことで、国家の自滅に手を貸すだろう。国家権力の打倒にまで諸矛盾の解決を先送りするのではなく、まして〈革命〉

を実行してから考えるのではなく、〈我々〉による現在の解決に国家的制度を従わせようとするだろう。それを革命と呼ぶかどうかは、さしあたって小さな問題でしかない。」原発事故は日本の国策への打撃であり、新自由主義が実現していった公的領域の民営化とは異なる形での国家への揺さぶりとなっている。趣意書は国家の手前における共産主義が課題だと述べているが、まさに今国家権力に対する自治の要求を掲げた社会運動が展開されている。今日の反・脱原発運動は、従来の運動のようなシングルイッシューの運動ではなくて、権力問題をはらんだ運動であり、それも、権力打倒ということではなくて、自治というレベルの問題で様々な広がりをもった全人民的闘争と見るほかはない運動であり、まさに国家の手前における共産主義を構想する絶好の課題なのだ。

「そこには社会の最深部における変動、新しい文化と政治形態を発明するまで止まない運動が投影されているはずである。この〈変動 - 運動〉のただなかに〈共産主義〉はある。最高の自由を最高の共同性によって実現するまで止まない運動が、ある。」

この運動を今自治のプログラムとして言語化することが問われている。そしてそれは誰か一人の努力によって成し遂げられる課題ではなく、大勢のメンバーの意識的な参加によって、共同作業としてなされることによって可能となろう。

「ただ、「広汎な大衆」が政治的階級形成を遂げるうえで利用可能な機関であってほしいと願うのみであり、そうした主観的願望を体現する名として、私たちは「研究所」を名乗る - 立ち上げることを選んだ。私たちは「革命的」な機関でありたいと望むが、それは革命の意味が「普遍的な批判であること、したがって革命そのものの批判であること」(マルクス)にあるからである。つまり私たちの「研究対象」をあらかじめ限定するものはなにもない。それを決めるのは、私たちになにかをさせたいと思う利用者のほうであり、私たちとしてはただ、〈共産主義〉の理念を利用者とともに、実践的な「問い」として今・ここに出現させる装置でありたいと願うのみである。」

このような希望は今まさに試されている。今、毎週金曜日の街頭行動を初め、怒りをもった人々の表現が定期的に行われており、自主的な闘争委員会も多数できてきている。この人たちが何を必要としているのか、改めて考えたい。

資料:これまでの私の提起

- ①「7月7日研究会を終えて」より略
- ②「社会運動の視点から見た反・脱原発運動」より 略

2. 組織論からの接近

1)決定への服従について

私は「官僚階級の解体」のためのプログラム、「電力の自治・自主管理」という目標の元での市民社会でのヘゲモニー抗争を引き起こすこと、このためのルネ研の体制作りを考えた(「7月7日研究会を終えて」資料1参照)。また資料2で自治のプログラムを共同事業として作り出していくことを提案した。

一昔前の、プロレタリア階級が主体であり、中央集権的な党組織が外部注入によって問題を解決するという方法とは異なるやり方が問われているわけだが、これとは異なる組織論は果たして構想可能なのか。

プロレタリアートが主体でないとしたら、マルチチュードやプレカリアートでいいのか。問題はそういうところにはない。個人の外にある集団への一体化という関係のあり方そのものをどう考えるかということであり、共産主義運動を集団への一体化と

見なしてきた過去の総括が問われているのだ。趣意書にある「最高の自由を最高の共同性によって実現する」ことをめざすのが共産主義だとしたら、決定への服従を原則とする前衛党の組織論は乗り越えられなければならない。

その際私たちは、谷川雁の提案を知っている。

「組織原理?気のきいた言葉じゃないか。習った言葉だよ、谷川雁から。習ったのは言葉だけじゃない。前から『やりたいやつはやるがいい、やりたくないやつはやらんがいい』と思っていたのだ。しかし、それじゃ組織になるまいと思っていた。ところが行動隊を作るとき、雁さんが『それでいこう』といったのだ。それで掟がきまった。①やりたくない者にやれとは強制しない。②自分がやりたくないからという理由で、やるものをじゃましない。③やらない理由をはっきりさせる。④その理由への批判は自由。⑤意見がちがってやらなかったからといって、そのことだけで村八分にはしない。意見が合ったとき行動すれば、隊員と認める。」(谷川雁「百時間」『無(プラズマ)の造形』、585頁)

第一次ブントは、レーニン主義の党規約をもってはいたが、本音のところはこの谷川雁の大正行動隊の組織論を実行していたように思われる。ブントの組織論がレーニン主義の組織論ではなかったことは、当時の学生大衆運動の組織の仕方に規定されていた。レーニン主義のように武装蜂起に用意のある党ではなくて大衆運動の指導部としての党には、谷川雁の組織論のほうがふさわしい。そして谷川雁の組織論は、チエルノブイリ事故の後に伊方原発の出力調整に反対して始まった反原発運動のニューウェイブの組織論となり、それはいまでも、高円寺の素人の乱の取り組みにも引き継がれている。

2)外部注入論について

次に外部注入論の検討が必要である。知識を労働者に与えるというこの伝統的な党派のやり方は党派の知識そのものにおける不好性をもたらしている。

ランシェールによれば、「プロレタリアートの闘争が、社会主義的意識の外部注入によるのではなく「直ちに平等を機能させようという意志」にあり、かつそれが既成の感性的なものの分有に代わる、新たな感性的なものの分有を構造化する政治的共同体として組織化されていた」(資料参照)。とすればあらゆる日常の場に、平等を機能させようとする意志を働かせ、それを他者との感性的なものの分有として経験することとして政治的共同体を措定することができる。

3)組織論の前提

① 運動の変容

いわゆる戦後福祉国家形成過程における階級闘争は、世界的には民族解放・社会主義の闘いが前進しつつも、先進諸国では、ブルジョア政党とその国家の支配に対して労働者党が、労働組合やその他の民主諸組織をプレッシャーグループとして機能させ、改良の成果を勝ち取るというものだった。

先進諸国に限定すると、70年代に入って、西欧の資本は国際競争にさらされ、労働のフレキシブル化が進み、社会運動も変容していく。この運動の変容を端的に捉えたのはメルッチだった。

メルッチは、(メルッチ『現代に生きる遊牧民』の紹介を資料としてつけてある)今日の運動の4つの特徴として、それが、イ)「記号」として機能しいていること、ロ)社会的・政治的な目標達成のための手段とは見なされない組織づくりで運動参加は将

来のビジョン実現ではなく、参加すること自体を目的と考えていること、ハ) 日常が 闘いの場となり、新しい意味が直接生み出され、体験される場としての私生活で、人 と違った生活を選ぶことと社会を変えることとは相補的となり、人が生きている、そ のことが時によって社会の戦闘員になること、ニ) 地球レベルの複合社会という新し い意識が芽生え、人間及び自然が完全に相互依存していつ世界システムの中で、人間 種という一員として生きているのだという意識、を挙げている。

社会運動の変容という観点から興味のある主張は、アイデンティティ形成についてのメルッチの次のような考え方だ。

「個人的経験の統一性や連続性は、特定のモデルやグループや文化との固定的なアイデンティフィケーションによって確保されるのもではない。むしろそれはアイデンティティの形を変え、現在という時点においてアイデンティティを再定義し、意志決定と同盟をくりかえし変更する内的キャパシティに基礎づけられなければならない。そうなると現在は、各人が自己実現していく中での、繰り返しの効かない無比の経験として、かけがえのないものとなる。」

つまり自分の外にあるものへの一体化ではなく、団体への関係が参加によるアイデンティティの再定義としてなされ、それが個々人の経験として個々人の中で統一化されると見ている点だ。このような見方は政治についての次のような捉え方と関連している。

「イ)政治の意思決定手段では解決できない、複合社会内の基本的ディレンマの存在。ロ)人類が自身や環境に対して行使するテクノロジー的権力の増大のディレンマ。ハ)政治には限界がありすべてのことが交渉や意志決定や行政支配に還元されるのもではないことを運動が知らしめる。」

このような考え方はベックのサブ政治論と共通している。ベックのサブ政治論とは次のようなものだ。

「科学技術のサブ政治化 イ)現代は科学技術が生産に適用され、その新商品や新サービスが社会を変えていっている。本来政治が社会を変えていったが、政治ではない科学技術が社会を変えていっており、この意味でこれをサブ政治と呼ぶ。ロ)サブ政治による社会の変化は、直接個人に作用し、個人にリスクを負わせるリスク社会が到来した。ハ)サブ政治による社会変化に対して、伝統的な政党や議会制では対応できない。この意味で伝統的政治は機能麻痺に陥る。」

伝統的な政党や議会制では対応できないような課題が、個々人にリスクを負わせているリスク社会を到来させている。ということは、運動の変容の根源には個人化の問題がある。

2 個人化

個人化についてもメルッチは次のように分析していた。個人化の二面性、ナルシズムの二つの異なる側面として次の3点を挙げている。

「イ)個人化の欲求、ひとりひとりの個人はかけがえのない、自己決定的存在になる潜在力を持っている。ロ)共同体的アイデンティティへの渇望。連帯性の渇望は個人化によってますます強められる。ハ)個人的欲求と人間としての連帯責任との間に新たな折り合いをつける。」

この個人化論をベックの個人化論で補っておこう。ベックは個人化を、労働の変容による個人化(社会的不平等の個人化)と捉えて次のように述べている。

「イ)製造業中心に発達してきた戦後の社会が、1970年代に入って変容し、大量失業とサービス業などの第三次産業が台頭してくることで労働環境に変化がおきてきた。ロ)一家の稼ぎ手が男性中心で終身雇用があり、そしてセーフティネットとしては福祉国家があったという時代から、フレキシブルな労働と不安定な労働への変化。家族関係の変容。非正規雇用の拡大。新しい貧困の増大。ハ)福祉国家に代わって自己責任で自分の人生を設計する個人化されたリスク社会の到来。ワークフェアや再チャレンジ。個人化の元で新しい価値観が生まれている。自己実現、アイデンティティへの渇望など。」

ベックのコスモポリタン主義はいただけないとしても、サブ政治論と労働の変容による個人化論は重要な提起だ。またベックは「サブ政治が社会を変えていることへの対抗はもう一つの社会生成へと向かう。新しい社会文化的な共同性の登場。」を展望しているが、商品・貨幣への批判が甘い。

③ 現代人の自己神格化という檻

私はこの現代社会における個人化を、自己神格化と捉えた。それは商品世界で一般的で普遍的なものが、貨幣として、個物として存在しているように、人間社会においてもこの貨幣に自己を物象化することで、個々人が人間社会における一般的で普遍的な人そのもの(言い換えれば神)として生成されているのだ。そしてこの自己神格化が人々を人間として社会的な行動に駆り立てることを妨害する檻の役割を果たしているのだ。

個人化を自己神格化にもとづく檻と捉えると、運動の変容や、個人化した時代における組織論の方向性が見えてくる。ある意味ではブルジョア革命の時代の基本的人権ではなくて、基本的神権を構想しなければならない。個の唯一性と他者の絶対的他性から出発した組織論である。

4)共同体としての運動と組織(試論)

個の唯一性と他者の絶対的他性を保障しうるのは、共同体である。現代人には封建 時代の共同体には封建的共同体規制があり、個の確立はなかったと見られているが、 そのような身分制的な規制も、個の唯一性への侵犯はなかったのではないか。近代的 な意味での個の確立と、個の唯一性とは別のものである。(これは思いつきで、調べる 必要がある。)

共同体には、自生的に地域としてあるコミュニティと、自発的意思によって形成されるアソシエーションがある。前者は現在ほとんど解体されているが、後者は様々な形態で多様に存在している。アソシエーションには結社も含まれるが、もっとルーズで一時的な共同性(ウォール街オキュパイのような)が現在運動の形態として登場してきている。そして運動体としてのアソシエーションの特徴は直接民主主義であり、全体集会では代表も選ばず、要求も決めずに議論と感性によって共同性を体験している。そして自由意志で作られるワーキンググループが運動の前進のために必要な諸機能を担っている。現在の自己神格化した個人にとっての運動参加はこのような形であり、彼らはこのような共同性を他者との間につむぎだすことで、孤立した自己神格化の檻から抜け出し、人間化される。今私たちは、60年安保闘争のような、政党によって指導された大衆運動とは異なるタイプの運動を目撃しているが、それは個人化され、自己神格化した諸個人が、その檻を破って運動者として登場する時のアソシエーションの形成としてみるべきではないか。そのときには民主主義の限界と協同の原理の開

示が問われるであろう。

資料:

- ①メルッチ『現代に生きる遊牧民』からの所説の紹介。 略
- ②ランシェールの組織論(「ASSB」16巻1号より) 略

4. ルネ研 2012 年 10 月 20 日研究会レジュメ等

解題:10月20日の研究会は少し錯綜しているので、まず終了後の報告から掲載します。ただし、討論部分は長いので次号にまわします。

●ルネ研 10 月 20 日を終えて

1. 10月20日研究会の経過

出席者には事前に『情況』別冊第1号(11月5日発売予定)の共著論文「債務共和国の終焉」を配布しておいた。

この論文に榎原がコメントを書き(「共著論文『債務共和国の終焉』へのコメント」) これは直前に ML で配布された。

市田より、このコメントではやり難いとの連絡あり、榎原は改めて「ルネ研 10 月 20 日研究会の進め方について」を提起、これに市田がレジュメ「『情況』別冊第 1 号の理念と共著論文」で応じて、研究会開催となった。今回添付するこれら二つのレジュメは当日配布となった。

2. 研究会の進行について

まず、市田の方から、レジュメについて 1 時間 15 分にわたって報告があり、一旦休憩、その後、榎原のレジュメに従って、一問一答があり、引き続いて榎原が「コメント」の概略を説明し、午後 4 時から討論に入った。

3. 終了後の感想

何よりも、市田による、『情況』別冊の背景説明が面白かった。(別冊の目次も資料として配布され、それには統一テーマ「〈公共〉に抗する――現代政治理性批判」が掲げられ、共著論文(市田、王寺、小泉、長原)の他に市田の当日レジュメで紹介されている諸論文が6本あり、全体で280頁になるという)。関西ルネ研では、11月にも内部研究会を開催し、その際この雑誌の合評会を予定している。

4. 研究会の内容

別冊の背景説明は市田レジュメに譲り、榎原「進め方」に沿った一問一答について、 榎原の側からの紹介をしておきたい。

準備を任されたので、結局この論文を 4 回読んだ。まず最初は意図がよく分からなかった。二回目でレント論が採用されていることに疑問を感じ、また、等価交換論が乱用されているように感じて、コメントを作成した(ルネ研ではレント論について以前にもちょっとした論争があった)。市田からの応答によって、これでは研究会にならないと感じ、再度 2 回読み、「進め方」を作成した。

*「進め方」についての議論

① 「進め方」で無意識と書いたが、市田は意図的だったと回答した。「新自由主義の 分析タームを借りて」という表現には納得せず、新自由主義が世界を解釈しているそ の記述をひっくり返すことを意図している。だから無意識ではなくて意識的であり、 新自由主義者の認識を批判の対象としているという基本的スタンスの表明がなされた。 新自由主義の記述が現実になっているがその現実の解釈は新自由主義とは全然違うと いう展開。

② 新自由主義は「経済学」ではないという記述については補足があった。新自由主義は、行動科学を経済学に含められるという古くからの発想がある。経済学とは何かといえば、環境に対する人間の反応という観点。希少資源をもちいて、一定の目的のために使用するという場合の数量的関係の計測が可能ならそれは経済学だ。経済学の枠を拡大し、教育や矯正施設もそれに含め、こういう刺激を与えればこういう反応が生じるという意味でデータ化できる領域は全て取り込んで、機能的分析で一定のモデルを作りそれを政治で実現しようとするある意味「実践知」であり、実践の側にひきつけてモデル構築をやる傾向がある。この一定のパターンがどうして生まれるかということ、その根拠の解明はしない。プロファイリングと同じ。

③ 「進め方」1. 債券とは何かについて

モルガンが問題にしているのは証券市場でも株式市場ではなくて債券市場のことで、現在では後者の方が圧倒的に肥大してきているという指摘があった。そしてモルガンが投資と見ているところを負債と見ようとしている点については同意した。ただモルガンが言っているのは株式ではなくて社債や国債を証券化した債券市場のこと。昔は貸し借りを意味する社債や国債は扱いにくく株式市場が中心であったが、今では債券市場のほうが圧倒的に肥大している。

株式は出資であり、企業が破産しても企業の負債にはならないが、債券(社債、国債)の場合は返さなければならず、企業が破産すれば何時までも不良債権として残る。国債も含めた債券が架空資本となったときに信用創造で膨れ上がるのは、この株式との違いによるように思われる。ついでに私見を述べておけば、銀行の信用創造は BIS 規制で貸付は預金のせいぜい 12 倍強、株式の値上がりもたかが知れているが、債券市場では債券の証券化により、レバリッジが可能となり、投資銀行は $30\sim40$ 倍のレバリッジを利かせていた。

④ 「進め方」3. および4.

趣旨はその通り。

デフォルトについて言えばデフォルトは避けるべきという観点から問題を立てるべきではない。如何に誰がそれを遂行するかを考えた方がいい。デフォルトが危機だ、危機だという言説に惑わされてはならない。歴史的に古いことだがフランス革命はデフォルトしておらずロシア革命ではデフォルトして負債を返していない。国家の革命とは債権・債務関係と密接に結びついていて、今革命を考えるなら、どの債務を返しどれは踏み倒すかを考えなければならず、デフォルトはダメだといっている限り革命はないし革命は定義できない。また、公共空間というのは今日ではデフォルトさせない空間になっている。

⑤ 「進め方」5. および6.

国は借金によって成り立っている。借金を労働者に割り振っている。国債で国家財政を支出するということは、労働者は借りたということになっているお金を使わされていることになる。国家が貨幣を発行するとはどういうことか、これは展開できてはいないが、それ自身受け取った側を債務者にする、貨幣の発行は購買者を掠め取る、

価値を掠め取るために仕組みではないか。これを念頭において現状分析をしたいと思っている。

*「コメント」について報告

ここは記録に残すような応答にならず。

5. 討論

以下次号

●共著論文「債務共和国の終焉」へのコメント

この共著論文は資本市場論とレント論という前人未踏の領域に踏み込んだ力作であり、研究所としてきちんと議論すべき内容が提起されている。今回の副報告ではホブソンのレント論の紹介と、資本市場論の諸課題について私見を述べることで議論を誘発したい。

1. ホブソンのレント論の紹介

大木善寛『J・A・ホブスンの新自由主義 レント論を中心に』(九州大学出版会、2010年)

*ホブソン説の概要

「ホブスンの分配論は、生産要素所得あるいは収入がすべてレントを含むと捉えている点に特徴がある。土地に対する報酬=地代を rent、資本に対する報酬=利子を rent ob capital、労働にたいする報酬=賃金を rent of ability と名付け、さらに、価格が 3 つのレントから構成されているという事実、すなわち『レントの法則』を指摘した上で、レントから『利益(gain)』が発生し、利益から『余剰(surplus)』が発生すると説明したのである。」(25~6 頁)

ホブスン曰く「私の主な関心は賃金、地代、利子、利潤の諸法則を統一的に提示するため、取引過程に首尾一貫した説明を提供することであった」(29 頁)

要するに価格が何によって構成されているかという観点。

*レント論の先行者、フェビアン協会ウェッブ

「ウェッブは、生産要素の質的相違を前提にした上で、差額地代をレントと捉えただけでなく、さらに土地、労働、資本には常に最小の報酬が存在すると捉え、それぞれを『経済的地代』、『経済的賃金』、『経済的利子』と名付けた。その上で、最小の報酬を上回る部分を『経済的レント』、『余剰』、と呼び、資本主義は『経済的レント』や『余剰』をもたらすシステムであると捉えていた。

これに対して、ホブスンは、『経済的地代』、『経済的賃金』、『経済的利子』を一括して『限界レント』と呼び、さらにウェッブの『経済的レント』や『余剰』を生活水準の向上に役立つ『差額レント』とその役割を持たない『強制レント』という 2 種類のレントとして捉えなおした。」($31\sim2$ 頁)

「ホブスンは、価格が限界レント、差額レント、強制レントから構成されているという独自の概念を用い、限界生産力説とは全く異なる独自のレント論を提唱した、ということになろう。」(33頁)

*ホブスンのレント論

「ホブスンは、レントが生産要素から得られる全般的な所得、収入という幅広い概念であり、土地に対する報酬を rent、資本に対する報酬を rent of capital、労働にたいする報酬を rent of ability と呼び、価格がこれらから構成されることを提唱した。

要するに、レントは限界レント、差額レント、強制レントに分類され、価格がこれらから構成され、土地、労働、資本の報酬もこれらから構成されているとホブスンは 指摘している。」(35頁)

資本の場合、限界レントは最低限の経費と経営者の最低限の報酬を加えたもの、差額レントは設備の優劣、経営者の力量から発生し、強制レントは独占による自由な資本市場の疎外から生じる。

「労働の場合、限界レントは、現在の労働者の生活水準を維持・再生産する最低の生計費と一致したものである。差額レントは、労働者の教育水準向上のための費用、特殊技能の獲得等による労働生産性を向上させるための費用であり、限界レントに付け加えられる。強制レントは、独占的労働の利用等によって、古典派・新古典派の言う自由な労働市場が妨げられることから発生し、労働生産性の向上には役立たないものであるが、限界レント、差額レントに上乗せされる。」(36頁)

*レント論の体系

レント=限界レント+差額レント+強制レント

利益=強制利益+差額利益

余剰=強制レント=強制利益=不労所得

あるいは

限界レント=生活維持費

差額レント=差額利益=生産的余剰

強制レント=強制利益=余剰=不労所得=不生産的余剰=不労利益

*レント論の政策的意味

過少消費が国民経済にとっては問題であり、強制レントへの累進課税がそれへの対策となると主張した。

2. マルクスの三位一体的範式批判(『資本論』第3巻、第7篇 収入とその源泉 第48章)

「資本――利潤(企業者利得+利子)、土地――地代、労働――労賃。これは、社会的生産過程の一切の秘密を抱合する三位一体的形態である。」(河出書房新社版、867頁)

「資本――利子、土地――地代、労働――労賃。この形態では、資本制的生産様式を独自なものとして特徴づける剰余価値形態たる利潤が、さいわいに片づけられている。」(867頁)

「資本、土地、労働!だが資本は、物ではなく、一定の・社会的な・一定の歴史的な社会構造に属する・生産関係であり、これが、ある物によって自らを表示し、この物にたいして、ある独自な社会的性格を賦与するのである。資本は、物質的な、また生産された諸生産手段の総和ではない。資本であるのは、資本に転化された諸生産手段であって、諸生産手段そのものが資本ではないことは、金または銀そのものが貨幣でないのと同じである。資本であるのは、社会の一定部分によって独占された諸生産手段、生きた労働力にたいして自立化された諸生産物、および、ほかならぬこの労働

力の活動諸条件であってこれらの物がこの対立によって資本において人格化されるのである。」(867~8 頁)

「だから、ここにわれわれは、歴史的に作られた一社会的生産過程の要因の一つの、 規定された・一見してきわめて神秘的な・社会的形態をもつ。」(868 頁)

*マルクスの批判のポイント

- ① 資本に並べられている土地、労働は、現実的労働過程の二要素であり、すべての生産様式において共通な要素で、生産過程の社会的形態とは何の関係もない。
- ② 土地それ自体がどうして地代(交換価値)という価値を生むのか。地代を生じるのは、土地の自然的属性ではありえない。
- ③ 資本――利子、この範式は、ある価値がそれが持つ価値よりも多くの価値を持つということを表明している。資本の物的素材、使用価値と、利子という一定の社会的生産関係の下で得られる剰余価値を通約するという非合理。
- ④ 労働――労働賃金・労働の価格、この範式は価値の概念、対象化された労働と 矛盾している。生きた労働あるいは労働能力という使用価値から労賃という交換価値 を帰結させる非合理。

要するに、地代は剰余価値から支払われ、労賃は労働者の労働が実現した価値の一部分であり、利潤は不払い労働であるという現実の関係が隠蔽されている。諸収入の諸源泉が現象としては非合理な形態で示されている。

3. 共著論文のレント論について

共著論文のレント論は二つの提起が含まれている。ひとつは労働者を利子生み資本 に擬制してレントを収入と見なすことだ。

「賃金のレント化は労働者の生活をダイレクトに金融資本主義化する。賃金そのも のが彼のサービスに対するレントであるうえ、労働者は賃金の一部を社会保障費とし て拠出させられ、その期待レントによって生涯設計を行っている。つまり人的資本た る労働者は、稼いだレントをさらに投資するよう強いられている。その投資は債券市 場に流れ込み、そこから先は、かつてなら産業(物的生産)に流れ込むはずであった が、今日ではほとんど第二の「本源的蓄積」過程に吸い込まれるだろう。共有地を私 有地化し、私有地化することで負の共有地を作り出す過程に、労働者の将来の購買力 は不可避的に巻き込まれていく。すると、人的資本の投資先は人的資本である、とい う事態が出来する。貯蓄=投資の等式はあいかわらず妥当するものの、両方が同じレ ント市場のなかにあり、そのそとへ、物的生産過程へはほとんど出て行くことがない のである。だとすれば、労働者全体の将来の購買力は確実に目減りするだろう。一人 一人の期待レントを積み上げていくことにより、実現できずに債務として残っていく 金額もまた増大し、いつかは増税ないし社会保障費削減により、債務を返済しなけれ ばならないからである。すでにサービスの提供により実物弁済させられている労働者 から、さらに貨幣的購買力が吸い上げられる。労働者階級は、支払い約束が果されな いことが分かっている保険組合に強制加入させられているようなものだ。

これは、国家を含む保険業者が労働者をだましているというより、蓄積体制そのものの変化に起因すると考えるべきである。賃金がサービスに対するレント、能力の賃貸料となった時点で、人間と貨幣資本はともに希少性から稼ぐ基本的に同質の「利子生み資本」となり、資本蓄積は、より高い収益が見込まれる「土地」と、低い収益しか見込めない「土地」との「差額地代」を取り込み、蓄積していく方法に一般化される。」

これからすれば、資本と労働の関係は資本市場での投資の関係に擬制されている。 しかし労働者は「レント」を支払われていると看做してみても、資本の生産過程で拘 束されることには変わりはない。この提起の特徴は、価格の構成要素を解明しようと したホブソンのレント論と違って、労働力の売買を労働市場での売買としてではなく、 資本市場での売買に擬制したことだが果たしてこれでいいのか。

新自由主義者のフリードマンが商品市場、労働市場、資本市場(金融市場)というそれぞれ性格の異なるものを同一視し、資本市場の論理(投資行為の論理=リスクに対する自己責任)によって全体を再構成したが、しかし等価交換原理は商品市場を貫いているだけだ。労働市場は階級間の取引であり、ここでは階級闘争の力関係が、商品市場における自由競争の役割を果たしている。資本市場はリスク交換の場で、等価交換原理は働かない。資本市場で取引されているものは金融資産であり、一般商品と異なって、他人のための使用価値としての消費財や生産財ではなく、キャピタルゲインをめざした投資行為であり、それ自体が金融資産の価格変動を引き起こす。

労働者の労賃がリース料に擬制されているとしても、それは雇用形態の一つとして 位置づける方がいいように思われる。というのも、リースだとすると、生きた労働の 支出という契機を位置づけられないからだ。モイッシュ・ポストンは次のように言っ ている。

「マルクスによれば、富の一形態としての価値の特徴をなすのは、価値が生産過程における直接的な人間労働の支出によって構成されているということ、価値が富の生産における決定的要因としての人間労働の支出に拘束され続けているということ、そして価値が時間的な次元を有するということである。価値とは、直接的労働時間の支出を表現し、またそれに基礎づけられた一つの社会的形態である。」(『時間・労働・支配』、55頁)

「プロレタリア労働は物質的富の生産の観点からはますます余分なのもとなり、究極的には時代錯誤的なものになっていく。しかし、かかる労働は価値の源泉としては必要であり続ける。この二重性が自らを展開するにつれて資本はますます発展し、資本が発展すればするほど、資本自らがその構成のために必要とするところの労働を、ますます空虚で断片的なものとしていくのである。」(同書、565頁)

資本市場では金融資産が売買されているだけで、そこでは価値の生産は見られない。 キャピタルゲインは資本市場に引き込まれてくる価値のおおいさによって上下するだろう。資本市場は現実的価値を引き寄せる装置であり、労賃がリース化したところで 資本市場のプレーヤーとして機能しうるわけではないのではなかろうか。 共著論文のレント論におけるもう一つの提起は、人間の活動の共有地化という問題だ。

「レントを求める利子生み資本の圧力は、別のところに実践的な解答を探すほかない。それは端的には、労働価値説を資本が諦めることである。労働が価値を生産しないとするのではなく、労働時間がその尺度であるであるという原理を捨てるのである。それにより、土地と同じように私有可能な共有財産を一挙に作り出すことができる。固定資本に結合されない労働全般に、賃金ではなくレントの請求権を認めればよいのだ。人間そのものを利子生み資本とする、と言ってもいい。人間の活動全般を「共有地」化し、それぞれの活動に私的所有権を認め(人間の「民営化」)、すべての活動にレンタル料を付す。かつて本源的蓄積が労働を擬制的な「商品」にしたとすれば、今度は労働を擬制的な「資本」にすること。人間だけでなくてもいいだろう。これまで人々が無償のアクセス権をもっていたもの(水資源、技術、「文化」…)に排他的所有権を設定し、人為的にそれらの希少性を作り出し、レント請求権を認める第二の「本源的蓄積」を行うのだ。」

「「売る」が擬制であることは、サービスが売られても、私の財であるところの脳を含む身体は、物的な財と異なり「消費=消滅」しないという点を考えれば明らかだろう。臓器売買はサービスとは正反対のように見えるものの、人間を希少財とみなすことで成立する点は同じであり、単純肉体労働さえ、希少な私の肉体能力を提供するサービスと見なすことが可能である(どんな単純労働も希少である)。しばしば語られる物質的労働と非物質的労働の差異は、労働そのものの特性(肉体労働か頭脳労働か)に由来するのではなく、固定資本と結びついて商品に価値を移転させる――加えながら――労働か、それ自体で一個の資本のように見なされる「生きた労働」かの差異だと考えるべきだろう。とにかく、「私」を私有財産と見なすことにより、その活動にレントを発生させることが可能となり、レントが決まれば、将来に渡って見込まれるレント総額の割引現在価値として、「私」そのものに土地と同じように「価格」を付すことができる。無償であった人間そのもの、人類の全体から、「私」が「囲い込み」(エンクロージャー)されるのだ。」

問題意識は知的所有権の対象たる一般的知性の囲い込みが念頭に置かれてこのような議論が展開されているようだが、一般的知性といえども対象化された労働であり、生きた労働を土地と同様に囲い込むと見ることには無理があるのではなかろうか。例えば封建時代の農奴は土地の付属物であったが、一般的知性の付属物として労働者があるという意味なのか。もちろん資本主義の元でも奴隷労働はあった。しかし彼らは鉄鎖で主人に縛られていた。賃労働者は飢えの規律で資本に経済的に隷属させられているが、その隷属の形態の多様化として問題を提起したほうがいいのではなかろうか。

4. マルクスの擬制資本=架空資本論(試論)

わたしは今日の資本市場における擬制資本=架空資本の売買は、形態としては $G \cdot \cdot \cdot G'$ という利子生み資本の一般的範式をとりながらも、本来の利子生み資本の 内容から逸脱していると考えている。

歴史的に整理するならば次のような事柄が解明されなければならない。

- ① ケインズが主張している商品交換以前の歴史的段階での貸借関係
- ② マルクスが先資本主義的なものとして捉えた商品交換が形成されて以降の高利資本
 - ③ 産業資本の発達と共に形成された利子生み資本
 - ④ 信用制度の発達と共に形成された架空資本=擬制資本

『資本論』第3巻で始めて解明された利子生み資本の運動はG-G-W-G'-G'である。このときの貨幣資本家と機能資本家との関係は貨幣の貸借関係であり、交換ではない。貨幣資本家は貸付に当たり貨幣の使用価値は引き渡しながら、貨幣価値の所有権を手放してはおらず、したがって貨幣の貸付に当たってはなんら等価を受けとらない。これは商品交換関係ではなくて、法律的関係である。貨幣資本家は期限が来れば元金のみならず利子を得る権利を持つ。にもかかわらず、この取引においては貨幣は資本としての使用価値を持つ商品として現象する。したがって貨幣の貸借関係は資本市場を形成する。

これが本来の利子生み資本の資本主義的運動形態である。ところがこの取引で機能資本家が発行した債務証書が、信用制度の発達によって流通するようになる。というのも、この証書は土地の地代のように、定期的に利子を発生させるから、利子率で資本還元した擬制資本として新たな経済的形態規定を獲得する。これが架空資本であり、『資本論』では、第25章 信用と架空資本 で分析されているように見えるが、しかしこれはエンゲルスが編集の際に見出しを付け間違えた(この点については9月22日公開研究会崎山報告参照)のでマルクスの架空資本論は25章では展開されてはおらず、それ以降の諸章でなされている。

機能資本家への貸付が等価交換であるどころか交換という範疇の外にあるものだったが、架空資本の売買はどうか。金融資産の売買は、その資産がもたらすキャピタルゲイン(資本利得)の獲得をめざして投資することを意味する。株式を例にすると、A社の株式の購入は、その株価の上昇を期待してなされ、自己の貨幣を増殖することを期待して貨幣を株式と交換したのだが株式の「使用価値」はその架空資本としての価値増殖力である。それはもはや利子生み資本の本質的特徴であるG-G-W-G'-G'という運動形態をとらず、その株式の取引の多寡という株式市場における投資家の動向に左右される。これが一見自由競争によって価格が決定されるという商品市場に擬制される根拠だが、等価交換の場ではないことに注意しておく必要がある。(途中だが今回はここまで)

●ルネ研 10 月 20 日研究会の進め方について

私には、論文「債務共和国の終焉」は、新自由主義の分析タームを借りて、それとは逆の政治的結論を導こうという無意識が働いているように思われる。私は先にコメントを提出したが、それはこのような無意識について考慮してはいなかった。(あるいは意識している作者もいるかもしれない。)

共著者たちによれば、「新自由主義はつまり、『経済学』ではないのである。」(24頁)。 とすれば、新自由主義の分析タームを借りて書かれたこの論文も「経済学」ではない。 私の提出した経済学批判は届かないわけだ。

だとすれば、20日の研究会の課題は一体何か。それは政治の領域の問題について議論することしかありえない。この論文の政治的提起は最後の結論部分にある。これの是非を議論することが最終目標だろう。しかしそれにいたる前段で、いくつかの論点を提起したい。

1. 債券とは何か、それを投資と見るか債務と見るか。

債権・債務関係において、債権とは貸付けた側の権利であり、借りた側は債務証書 (債券)を発行して債権者に渡す。この債務証書には利子がつくのでこれを資本還元 して擬制資本が成立する。この擬制資本としての債券の売買の市場が証券市場であり、 ここでの取り引きは等価物の交換ではなく、キャピタルゲインの獲得を目的とした投 資であり、買い手は売り手に与えた貨幣価値以上の価値を獲得しようと意図している。 この基本的関係に最近ではデリバティブの手法がつき、保険的要素が導入されて、架 空資本の額を飛躍的に増大させた。

ところで債券の額は債務の額であるが、これは同時に貸し付けた額であり、投資の額でもある。モルガンは債券を投資額と見ていて、だから証券市場の拡大を歓迎し、これを革命ともてはやすのだ。論文はこれを投資と見ずに、負債と見ることで、モルガンとは全く逆の世界を見せるのに成功した。

2. 世界の GDP よりも巨大な額の金融資産

金融資産は債務であるというこの論文の主張は、金融資産の架空性を暴く結果となっている。金融資産は債務を土台としており、この債務が借りすぎの状態にあること、いずれデフォルトを迫られるものであること、今日の金融危機の特徴がここにあること、これらが列記されている。

3. 金融危機と国家のデフォルト

私見ではリーマンショックで経営危機に陥った金融機関を救済するために国債が発行された。しかし、この国債は、縮小した民間の金融資産の代替として、証券市場に組み込まれ、各付機関の評価を受けることになった。その国家の財政におけるプライマリーバランスが各付けの根拠とされ、各付けの低下が国債の信用力低下を招き、国債価格の低下が、保有金融機関の資産価値を低落させて、国家のデフォルトの危機を招き寄せている。この新しい事態が、金融資産を負債と見、それが借りすぎの状態にあり、共和国が債務共和国と化していて、それがいかなる事態を作り出そうとしているのかという論文の考察の通低音となっている。

4. ハーバーマスの公共空間は債務危機に対する回答があるのか

債務危機に対して共和国はそれとしての回答を持てず、右派と左派の争いとなるが、 ハーバーマスの公共空間は国家でも市場でもないある場所として構想されただけに、 国家がデフォルト危機に直面し、市場が経済危機に見舞われている今日、共和国と同様に回答を持ちえていない。

5. 擬制としての「人的資本」論

労働者を労働力を持つ資本家と捉える新自由主義は、労働者の賃金を利子と看做して資本還元する擬制資本を「人的資本」と名付けている。確かに労賃の源泉は労働者という人間の働きではある。この論文は新自由主義者のようにレントを正(プラス)の意味で捉えるのではなくて、労働者にとっては弁済すべき債務という負(マイナス)の意味があることを指摘する。他方で資本は一般的知性に知的所有権で囲いこみ、それを使用する企業のみならず労働者からもレントを吸取する。公共財の囲いこみが新自由主義の基本的政治戦略である。

6. オルタナティブ

労働者にとっては賃金がレントとして扱われることは、労働者を金融資産として看做し、そしてそう看做すと国債の過剰発行によって、労働者は現実には債務者であるから、債務返済への義務として労働し、債務を返済することを前提として不良金融資産としての割り引かれたレントを受け取るようなことを意味する、こんなイメージがこの論文では描かれているのではないのか。

だから、ここからの解放は公共財の奪還となる。

以上、訴訟における救釈明の形式を採用した。

後記

今年になって私の身の回りで社会的企業創業の動きが本格化してきています。もともとは80年代からはじめておくべき事柄ですが、圧倒的に立ち遅れている現在、逆に急速な進展が期待できます。私が社会的企業についての知見を得たのは2007年からはじめた共生型経済推進フォーラムでの政策提言からですが、80年代後半には既にコミュニティ・ユニオン運動が、ワーカーズ・コレクティブ(労働者協同組合)の起業を掲げていました。(「ユニオンと協同組合」参照)

政策提言はどうしてもロビー活動になり、共同連が中心となったロビー活動はそれなりの成果を挙げています。しかし、日本の官僚制の独特な文法からすれば、社会的に必要な事態への対処ではなくて、省庁の利益があるかどうかという見地からの対応となってしまいます。このような現状では、結局はセーフティネットが機能しない状況の中で、セーフティネットとしての働く場を創造し、そのことによって事実上の社会改革を進めていくしか方法はありません。皆様の賛同と実践に期待しています。

本号は、ルネサンス研究所の活動報告で紙面がいっぱいになりました。10 月 20 日の研究会の討論が次号送りとなり、申し訳ありません。あと自治論は松下圭一の政治学の検討が進んでいます。また、ユニオン関係者との社会的企業創業という課題に直面したことで、60 年代後半から 70 年までの私の労働運動体験とこの方面での理論活動を点検する機会となっています。今日のユニオン運動について詳しいことはないのですが、労働者の解放ということについての認識が明確ではないという印象をもっています。この辺、「ユニオンと協同組合」で少しですがふれています。

前号でお願いしたカンパにご協力くださった方々にお礼申し上げます。ありがとう ございました。